

第42回小川町民ゴルフ大会

期日 4月14日(火) \*雨天決行
場所 小川カントリークラブ
対象 町在住・在勤の方
参加費 2,000円(賞品、パーティー代含む)
\*キャンセルによる返金はできません。
申込み 3月21日(土) 午前10時~11時
リリックおがわ 1階講座室1
\*参加費を添えて、時間・コースを予約してください。
\*22日(日)以降は、小川カントリークラブ
(☎72-1515)で受付けます。
競技方法 18ホールストロークプレー、新ペリア方式
(HD40、ダブルパーカット)
プレー費 当日支払
9,500円(セルフ、食事、ワンドリンク付)
12,000円(キャディー、食事、ワンドリンク付)
\*売店別・いずれも税込金額
問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎☎293、294

歴史講座 受講者募集

今年度の歴史講座は、「江戸の災害碑」をテーマに開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。
日時 3月15日(日) 午後1時30分~3時30分(受付:1時~)
場所 町立図書館(2階視聴覚ホール)
講師 高瀬 正先生(小川町文化財保護委員)
演題 「江戸の災害碑」
定員 約100人(先着)
費用 無料
申込み 3月12日(木)までに電話でお申込みください。
問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎☎291、292

学校の体育館・グラウンドを開放します 利用には登録が必要です

スポーツやレクリエーションに親しんでいただくため、町内の小・中・高校の体育館とグラウンドを開放します。利用には「10人以上の団体であること」と「登録団体であること(申請による)」が必要です。現在利用している団体も、新年度分として再登録してください。また、登録後には各校の利用者会議に参加してください。会議で協議のうえ、利用日程を決定します。

登録申請受付 4月2日(木)~8日(水)
\*体育館利用は2時間以内でお願いします(大会は除く)。
\*スポーツ団体は、必ずスポーツ安全保険か、補償内容が同等以上の保険に加入してください。登録には保険に加入していることが条件となります。
\*登録用紙は生涯学習課(役場3階)にあります。
\*4月中の利用日程は現行の利用者会議で決定します。
問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎☎293、294

Table with 2 columns: 学校名, 利用可能種目. Lists schools like 小川小 and their available sports like 少年野球, サッカー, etc.

スポーツ保険に加入しましょう!

令和2年度の加入受付は3月から開始されます。万一のケガや賠償責任に備えて加入しましょう。スポーツ活動・文化活動等を行う4人以上の団体が加入できます。加入団体での活動中(国内)および団体活動への往復中の事故を補償します。

掛金 800~11,000円 \*加入対象年齢・補償対象となる活動の種類により異なります。
補償内容 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険 \*加入区分により補償金額は異なります。
保険期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日 \*4月1日以降の申込みは加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効。
申込み 郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送してください。加入依頼書は生涯学習課(役場3階)にあります。
問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048-779-9580

まちのそうだん(無料)

小川町役場 ☎ 72-1221 FAX 74-2920

住宅相談 (新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー)
行政相談 (国の行政全般についての苦情相談、意見)
消費生活相談 (契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)
法律相談 (不動産、離婚、労働等)
防災地域支援課 ☎☎354

相続等相談 (相続、離婚関係)
人権相談 (いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシー侵害、強制・強要)
教育相談 (子供の教育上の諸問題)
知的障害者相談 (いつでもお電話ください)
身体障害者相談 (いつでもお電話ください)
高齢者総合相談 (高齢者や介護保険に関する相談です)

3月の日本語教室(無料)
様々な国から来た人たちが参加しています。楽しく日本語を学びましょう!
ぜひ、気軽に来てみてください。全く日本語を話せない人も大歓迎です!
期日 昼の部 9日・23日(月) 時間 午前10時~12時
夜の部 17日(火) 時間 午後7時~9時
場所 リリックおがわ 2階
問合せ 防災地域支援課 電話 内線353

身近な就職相談
障害者相談 (障害や福祉サービス等)
社会福祉協議会(地域包括支援センター) ☎74-3461
他 介護や福祉についての相談は、さくらぎ苑在宅介護支援センター ☎72-7030でも実施中

消費生活相談
相談日 : 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日等を除く)
場所 : 役場1階 消費生活センター ☎☎353・354
「心当たりがない」「不審」なメールは取り敢えず無視!

【事例】 スマートフォンに「ご注文を承りました」という件名のメールが届いた。何かと思い開いてみたら「美顔器の注文を受けた」という内容で「1個1万5千円ほど、決済方法は商品代引」「商品出荷後の商品の返品・交換・取消は受け付けませんが、変更がある場合は必ず出荷予定日の前日までに知らせるように」とある。また、「受取拒否をすると往復送料・代引手数料・梱包資材費・事務手数料を請求する」とあった。さらに、「このメールに心当たりのない場合や、不明な点がある場合は本メール宛に返信するように」と書かれている。返信した方がよいのだろうか。

EメールのアドレスやSMS(ショートメール)宛に、「商品の注文を受けた」とする、心当たりのないメールが送られてきたという相談が寄せられています。商品受注を装ったメールを不特定多数の人に送り、メールに返信してきた人の個人情報聞き出し何らかの架空・不当な請求をしたり、実際に商品(らしき物)を送り付け、代引きとして金銭を請求する手段である恐れがあります。

- 【消費者へのアドバイス】
①メールの返信をしないようにしましょう。また、メール文中に連絡先(電話、URL等)の記載がある場合も絶対にアクセスしないようにしましょう。
○気になる場合は、メール中に書かれているURLや電話番号等からではなく、自分から検索エンジン等を使用して企業や連絡先の真偽を確認しましょう。
○連絡してしまった場合、後に不審な電話やメールが入るかもしれませんが、無視しましょう。電話番号やメールアドレスの変更も一法です。クレジットカードの番号を伝えてしまった場合は、すぐにカード会社に連絡し、カード利用停止を依頼しましょう。
②荷物が届いた場合は、受取拒否をしましょう。
○普段から同居家族等と「何日に商品が届く」と情報を共有しておくとういでしょう。同居家族が「家の誰かが頼んだのだろう」と思い、代金を支払ってしまったり、受取印を押してしまったり受取拒否ができなくなるケースがあります。一方、荷物に心当たりがなく受取拒否したところ、実は離れて住む家族や友人からのプレゼントであったというケースもあります。
困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」にお掛けください。